

広報きさらづ広告掲載に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、木更津市広告掲載に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、木更津市（以下「市」という。）が発行する広報きさらづへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広報紙 市が毎月1日に発行する「広報きさらづ」をいう。
- (2) 広告 広報紙に掲載する広告をいう。
- (3) 広告主 広告料を負担して、広報紙に広告の掲載をする者をいう。
- (4) 広告代理店 広告主の募集を行う者をいう。
- (5) 枠 広告を掲載する場所及び権利をいう。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザインは、要綱第3条及び木更津市広告掲載基準（平成20年7月1日制定）（以下「基準」という。）の規定に順ずるものとする。

(広告掲載の位置及び枠数)

第4条 広告の掲載の位置は、原則として最終ページの下段とし、その枠は、1号広告 横7.8センチメートル×縦3.4センチメートル、2号広告 横7.8センチメートル×縦6.9センチメートル、3号（縦）広告 横7.8センチメートル×縦13.9センチメートル、3号（横）広告 横15.7センチメートル×縦6.9センチメートル、4号広告 横23.6センチメートル×縦6.9センチメートルとし、枠数は4号広告2枠相当とする。

(広告枠の売り払い)

第5条 広告枠は一括して広告代理店に売り払うものとする。

- 2 前項の売り払いに係る価格及び広告代理店は、制限付き一般競争により決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

(広告の掲載期間)

第6条 市長は複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

- 2 前項の規定による申込み及び掲載は、第5条第1項により売り払われた期間内とする。

(広告代理店の業務)

第7条 第5条の規定により、広報紙に広告掲載を行う権利を買い受けた広告代理店は、要綱、基準及び本要領その他市の指示に従い、次の業務を行うものとする。

(1) 広告主の募集を行う。

(2) 広告主は要綱第6条に規定する広告掲載申込書に、掲載しようとする広告の原稿（以下「申込書等」という。）を添えて、広告代理店を通じて市長に提出する。

2 同一の広告主が掲載できる広告は、1 枠とする。

(申込書等の提出及び広告掲載の承認等)

第8条 広告主は、広告代理店に要綱第6条各号に掲げる書類を添えて、申し込みを行うものとする。

2 広告代理店は、市長が指定する期日までに、広告主の申込書等を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により提出された申込書等を、必要に応じ要綱第15条の規定に基づき設置された審査会において審査し、結果を広告代理店に通知するものとする。また、市長は審査により、提出された申込書等の修正を、指示することができるものとする。

4 広告代理店は、申込書等の修正を指示されたときは、広告主と協議のうえ、市長が指定する期日までに申込書等を修正し、市長に提出するものとする。

5 広告代理店は、掲載の可否にかかわらず、広告掲載決定通知書を、広告主に送付するものとする。

(広告掲載の取消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告代理店が、申込書等を指定期日までに提出しなかったとき。

(2) 広告代理店が、期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(3) 広告代理店、広告主及び広告内容が要綱第3条の規定に該当することとなったとき。

(4) その他市長が広告掲載に係る事業に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告代理店は、市長が指示する方法により、広告掲載料を納入するものとする。

2 広告代理店は、市長が指定する広報紙の広告枠すべてが埋まらない場合であっても、前項の広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第11条 広告掲載の決定後、掲載開始前において、広告代理店及び広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できないときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

(広告内容の責任)

第12条 広告代理店は、広告及び広告主その他広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告代理店は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告代理店の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は要綱の規定を適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年11月18日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年1月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成29年4月1日から施行する。